様式第５号（第５条関係）
指令第 9-4 号

一般廃棄物処理業許可証

住　所(所在地)
知多市にしの台四丁目 19 番地の 13
氏　名(名称及び代表者名)
株式会社三四四
代表取締役　千賀貴彦

武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 13 条第１項の規定による令和８年２月１日付けの一般廃棄物処理業に係る許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和８年２月５日

武豊町長　鳥羽　悠史

１．業務の種別　事業系可燃
特定家庭用機器

２．許可の区域　武豊町内全域

３．有 効 期 間　令和８年４月１日から令和１０年３月３１日まで

４．許 可 条 件　（１）関係法令を遵守し、廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
（２）武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第１６条第１項及び同条第２項に該当する下記の事項が生じたときは、本許可証を添えて遅滞なく届け出ること。
ア 営業の全て又は一部を休止又は廃止したとき
イ 廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第２条の６第１項に規定する事項の変更
（ア）氏名及び名称　（イ）法定代理人　（ウ）役員及び政令で定める使用人　（エ）事務所及び事業所の所在地　（オ）事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所　（カ）主要な設備の構造又は規模
（３）許可区域外へ廃棄物の運搬を行うときは、武豊町と運搬先の市町村との一般廃棄物処理計画の調和協議が整った後に行うこと。